議　案　第　２０　号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年２月２０日提出

摂津市長　森　山　一　正

提案理由

一般廃棄物の焼却及び焼却残さ処理業務に係る特殊勤務手当を廃止するため、本条例を制定するものである。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年摂津市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

第３条第２項及び第５条中「市長が」を「規則で」に改める。

別表２の項中「

⑴　薬剤散布業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの ⑵　一般廃棄物の収集運搬業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの ⑶　一般廃棄物の焼却又は焼却残さ処理業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの ⑷　し尿処理業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの	日　額　600円

」を

「

⑴　薬剤の散布作業に従事した職員 ⑵　一般廃棄物の収集運搬作業に従事した職員 ⑶　し尿の処理作業に従事した職員	日　額　600円

」に、「死獣処理業務主管

課職員のうち、当該業務作業に従事したもの」を「死獣の処理作業に従事した職員」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以後に一般廃棄物（同日前に本市の一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物に限る。）の焼却又は焼却残さ処理作業に従事する職員に対しては、改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第３条及び別表２の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「焼却又は焼却残さ処理業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの」とあるのは、「焼却又は焼却残さ処理作業に従事した職員」とする。

（摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正）

３　摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（平成２９年摂津市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」を「摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」に改める。